

令和3年余市町議会第1回定例会会議録（第5号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時54分

○招 集 年 月 日

令和3年3月4日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和3年3月22日（月曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	羽 生 満 広
財 政 課 長	高 橋 伸 明
民 生 部 長	上 村 友 成
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	中 島 豊
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長	庄 木 淳 一
下 水 道 課 長	北 島 貴 光
水 道 課 長	奈 良 論
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	中 村 利 美
学 校 教 育 課 長	高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長	浅 野 敏 昭

○欠 席 議 員 （0名）

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
主 幹 枝村 潤
書 記 小林 宥斗

○議 事 日 程

- 第 1 令和3年余市町議会第1回定例会付託 議案第 1号 令和3年度余市町一般会計予算
- 第 2 議案第 2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 令和3年度余市町水道事業会計予算 (以上6件、令和3年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告)
- 第 7 議案第 9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第10号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第11号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 第10 議案第12号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第13号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第14号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第15号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第18号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第15 議案第19号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第16 議案第20号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第17 議案第21号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第18 議案第22号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第19 議案第23号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第20 議案第24号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第21 意見案第1号 医療・介護従事者等に早期の慰労金支給を求める要望意見書
- 第22 意見案第2号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める要望意見書

第23 意見案第3号 高齢者施設と医療機関の職員や入所者・入院患者全員の全額国費での一斉・定期的PCR検査を求める要望意見書

第24 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和3年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 18日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 3月18日、委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案7件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和3年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第1、議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算ないし日程第6、議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算、以上各会計予算6件に

つきましては、一括上程の上、令和3年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第18号ないし日程第20、議案第24号、以上7件につきましてはいずれも余市町政治倫理審査会委員の選任についてであり、関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、意見案第1号 医療・介護従事者等に早期の慰労金支給を求める要望意見書ないし日程第23、意見案第3号 高齢者施設と医療機関の職員や入所者・入院患者全員の全額国費での一斉・定期的PCR検査を求める要望意見書までの意見案3件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第24、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告6件、議案7件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告6件、議案7件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 今期定例会において付託

に関わる日程第1、議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題といたします。

この際、令和3年度余市町各会計予算特別委員会委員長からの審査結果の報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） 今期定例会において令和3年度余市町各会計予算特別委員会設置付託に関わる議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算外5件について、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和3年3月10日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私茅根が、副委員長に山本委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、令和3年度余市町各会計予算特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 日本共産党議員団を代表して、令和3年度余市町一般会計予算案に対して反対の立場から討論を行います。

今新型コロナウイルス感染症の脅威は衰えず、住民生活に大きな影響を及ぼしています。また、感染力が強いとされる変異ウイルスの感染拡大も大いに懸念されます。こうした中、令和3年度の町政執行方針では新型コロナウイルス感染症との闘い、克服を主要な課題に設定し、ここに行政資源を投下する方針で進めると語っていましたが、現実には非接触型の消毒機器すら公共施設に標準装備していないことや特別な調査など行ってしかるべきなのにコロナ失業についても余市町に限定しているということでは分からないと言いつつだけで、コロナで苦しむ住民に心を寄せる言葉がないことは非常に残念であります。コロナ感染症対

策のみならず、疾病やウイルス感染症の基本中の基本は早期発見と早期治療です。検査という問題に対して私たちは予算委員会のみならず、機会を捉えて常に申し上げてきました。医療機関や介護施設、あるいは学校、保育所など検査を事業者任せにするなど。社会的検査が必要で、その実現のために予算を充当し、足りないのなら国に求めよと。しかし、現実には事業者任せであります。高齢化比率が間もなく40%となる余市町の現状を考えたとき、支えとなっている現場を守ると言えるでしょうか。

政府は、現在地方創生を通じてやる気のある自治体には情報、人材、財政を支援するとして自治体間競争をあおり、政権の最優先推進に自治体を組み込もうとしています。政権自らの失政を顧みることなく、自治体の将来人口減少や財政の先細りなど危機感をあおり、自治体同士競争させ、強引に地方を従えさせようとしています。令和3年度は町にとって第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の2年目で、一次産業の整備と振興などは臨時交付金が充てられていますが、長期的な展望も立つならば、いま一つ心もとない部分もあります。町民を主体者とした食文化等の醸成など地に足がついた一次産業を中心としたまちづくりが必要です。地域の実態に基づく自治体の政策判断能力を高め、住民を支える自治体職員の確保と育成を図り、安心して住み続けられる町にし、自治体財源を十分に確保して、自治基本条例の下、住民自治と団体自治の発展が重要です。

予算委員会質疑で共産党は何でもやれ、やれと言っているとありました。日本共産党議員団は、広く多様な意見、要望を大切にしながら財源も含めて政策を語っております。歳入においても自治体の根幹たる税収は町税であるといつも言っておりますし、その促進として自治体の本分である福祉の増進を並行し得る策を明瞭に申し上げています。住民の切実な声と道理のある要求に対して財

政は厳しいとして聞こえなくなっているのではないのでしょうか。多様な意見、声に真摯に耳を傾けて、検討する姿勢が必要ではないのでしょうか。インフラ改善がいまだ途上で、実はこれ以上人口が増えると不便が増える地域に人を誘致しようとしているのに移住、定住の先導的な地域だといって住宅政策を進めていることからその浅慮な姿勢は明瞭です。たとえ自分自身がつくった基本的な計画ではなかったとしても、そこに手心を加えるだけの度量は最低限必要です。

地方財政の根幹は町税と交付税です。国がまともに再配分する機能を失っているのなら、財源そのものを移譲せよ、交付税法を改正せよと大声を上げるのが自治体の首長のあるべき姿です。それをすることもせず、手っ取り早くお金を集めようと企業版ふるさと納税に飛びつこうとしているのが現在の余市町の実態です。また、政府は税制改正で企業版ふるさと納税の減税として寄附金額の9割を還付するとしています。還付金は税金であり、国民の血税です。その一方で、住民には生活実態を調査して、生活様式を変えて、滞納税の督促を強化しています。企業には手厚く、コロナ禍でやっと暮らしている住民に対して冷たい仕打ちです。ふるさと納税自体もそのものが結局は自治体間財政のパイの奪い合いにすぎません。地元産品振興を重点にすべきではないのでしょうか。

菅首相は就任時自助、共助、公助と順番が大事だと強調していましたが、人として大切なことは誠実さ、情熱、姿勢ではないのでしょうか。地道でも地域の合意形成を図りながら納得ずくで物事を進めていく、そうした気概や姿勢を今回の予算からも執行方針からもうかがうことはできませんでした。

よって、本予算案に対し反対いたします。議員各位の賛同を求めて、日本共産党議員団を代表して討論を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を

許します。

○4番（藤野博三君） 令和3年第1回定例会において上程されました令和3年度余市町一般会計予算案につき、明政会を代表して討論を行います。

余市町を取り巻く厳しい地方財政、コロナ禍の社会情勢の中で編成されました令和3年度の余市町一般会計予算総額は88億5,000万円で、令和2年度の当初予算と比較しますと1億9,000万円、率にして2.2%の増となっております。令和3年度の財源見込額を見ると、歳入では町税、地方交付税を中心に約1億2,000万円の減少の一方で、歳出は民生費を中心に約1億9,000万円の増加となっております。

少子高齢化に伴う人口減少の中、余市町も平成26年4月1日に改正施行された過疎地域自立促進特別措置法において過疎地に指定され、今日に至っております。また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法案が今月12日に衆議院を全会一致で可決、通過し、参議院に送付されました。新過疎地法においても余市町は継続して過疎地に指定される見込みであります。過疎地への指定は決して喜ばしいことではなく、自治体としての持続性を確保するための財政規律が厳しく求められるところであります。財政とは、将来に向けた数字に凝縮された住民の運命であります。自治体の持続性の確保とは、将来の住民ニーズを満たす選択肢を奪うことなく、住民の満足度を高めていくことであります。その意味から財政規律とは住民と共に数字に示された地域の現状を共有し、自らの将来を考えることであります。それなしでは、幾ら行政機関が歳出を削減しても地域の財政力を高めることはできないのであります。

本来予算とは行政の不断の努力と英知を結集された総合的行政計画の集大成であります。検証、評価の対象とされ、かつ批判にも耐え得るものでなければなりません。歳入減少時代の現在、地方

自治法第2条第14項のその事務の処理に当たっては福祉の増進に努めるとともに、最小限の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということを大前提に置き、できるだけ多くの決算余剰金を出すという考え方を持つことが重要であります。当初予算案の策定には、策定時点では予測される収入と支出の全てを予算に計上しなければならないというのが地方自治法第210条の総計予算主義の原則です。総計予算主義の原則で最も注意すべき点は、内容に意図的な調整が行われていないかであります。また、予算は歳入と歳出を同額にしなければなりません。必然的に支出総額は収入総額の限度となります。歳入の考え方として、町税など確実に現金収入されるものの範囲との考え方もありますが、必要不可欠な資金調達の方法としての健全な調整の活用、年度間の収入のばらつきを調整する等の目的で積み立てられた財政調整基金、特定目的のために積み立てられた特定目的基金の活用も財政運営には欠かせません。こうした広範な資金や現金の調達手段を活用することが公共経営であります。重要なのは、財政全体のバランスを崩さないことであります。

今予算では財政調整基金から1億3,000万円、減債基金から2,000万円、各種調整基金や森林環境譲与税基金から594万4,000円、ふるさと応援寄附金基金から1億6,933万7,000円繰り入れられており、基金からの繰入れ総額は3億2,528万1,000円となっております。その約52%は、ふるさと応援寄附金基金であります。財政規律を保つための重要な財源となっております。齊藤町長就任以来ふるさと応援寄附金獲得のために様々な施策が実行されており、法律の定める範疇でふるさと応援寄附金獲得の努力を続けることは何ら批判を受けることではなく、その努力は大いに評価されるべきであります。令和3年度の当初予算は財政の弾力性を示す経常収支比率が臨時財政対策債を含めないで99.1%、臨時財政対策債を含めた経常収支比

率は93.9%で、財政の硬直化に大きな変化は見られませんが、町長就任以降改善の兆しが見られません。令和3年度の経常一般財源である町税の減少が見込まれる中、齊藤町長をはじめ職員が持続可能な財政運営を心がけた結果であり、その努力は評価に値いたします。財源の行き渡りの調整を行う地方交付税の一部である臨時財政対策債を活用しながら財源不足には物件費、扶助費、人件費等の圧縮、削減によって歳出を抑えるなどして、財政の健全化をこれからも図るべきであると考えます。

予算編成の絶対条件である歳入歳出の将来に向けての政策、施策の体系への関連など説明が十分でないところもあると思います。また、私たち議員も議会の議決の対象は款、項だけであって、目、節には及ばないことを十分に理解する必要があります。将来に関する説明を求めないで、町の執行科目である目、節の事務事業レベルの説明を求め質疑をしていないか考察をする必要があると思います。健全財政と不健全財政の線引きをはっきりとして、秩序なくニーズを受け止めるのではなく、政策体系全体として整合性のない合成の誤謬は絶対に許されないものであります。わくわくする町余市のまちづくりを齊藤町長をはじめ職員皆様に大いに期待しております。

以上、令和3年度余市町一般会計予算案の審議経過を踏まえたとき賛成すべきであるという結論に至ったものであります。

以上、明政会の賛成討論を終わります。

○議長（中井寿夫君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛

成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和3年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 令和3年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時42分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を

開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容でございますが、令和3年度を初年度とし、3年間に期間とする第8期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画を策定したところでございます。第8期計画におきましては、第7期の実績値を勘案し、被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数等を見込み、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう各種サービスの供給量を推計し、介護保険給付費を算定したところでございます。その結果、保険料基準額は第7期よりも増額が見込まれるところでございますが、介護給付費準備基金の一部繰入れを行い、第7期の保険料と同額に設定いたしましたものでございます。また、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正に伴い、介護保険料等に関して意図せざる影響や不利益が生じないように健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)に基づき介護保険法施行令等の改正が行われたところでございます。これら改正に伴いまして現行条例における保険料率の所得段階として第7段階以降に適用されております基準所得金額について所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案。

余市町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをご覧ください。余市町介護保険条例の一部を改正する条例。

余市町介護保険条例（平成12年余市町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度までの」を「令和3年度から令和5年度までの」に改め、同項第6号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」を加え、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア及び第9号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計

算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の余市町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第8、議案第10号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第9、議案第11号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第10、議案第12号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、日程第11、議案第13号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第8ないし日程第11を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま一括上程されました議案第10号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ないし議案第13号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容でございますが、令和2年6月5日に公布されました指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)及び令和3年1月25日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)により介護保険サービスに係る各基準省令の一部が改正されたことから、関係条例につきまして規定の追加及び見直し等を行おうとするものでございます。

初めに、議案第10号について提案文を朗読申し上げます。

議案第10号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第10号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第3条の改正規定につきましては、高齢者虐待防止の推進に係る体制整備及び研修実施

等の措置に関する規定並びに介護保険等関連情報、その他必要な情報の活用に関する規定の追加でございます。

次に、第6条及び第47条の改正規定につきましては、指定夜間対応型訪問介護に係るオペレーターの配置基準等に関する規定の見直しでございます。

次に、第31条及び第40条の2の改正規定につきましては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る高齢者虐待防止の推進に関する規定の追加でございます。

次に、第32条の改正規定につきましては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係るハラスメント対策の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第32条の2の改正規定につきましては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化に関する規定の追加でございます。

次のページ中段をご覧ください。第33条の改正規定につきましては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る感染症対策の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第34条の改正規定につきましては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る運営規程等の掲示に関する規定の追加でございます。

次に、第39条の改正規定につきましては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係るサービス提供に当たっての関係者会議におけるICTの活用に関する規定の見直しでございます。

2ページお進みます。中段でございます。第56条の改正規定につきましては、指定夜間対応型訪問介護に係る事業一部委託及び集約化等に関する規定の見直し及び追加でございます。

次のページ、上段をご覧ください。第57条の改正規定につきましては、指定夜間対応型訪問介護に係るサービス付高齢者向け住宅等における適正

なサービス提供の確保に関する規定の追加でございます。

次に、第59条の13の改正規定につきましては、指定地域密着型通所介護等に係る認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等に関する規定の見直し及び追加でございます。

次に、第59条の15の改正規定につきましては、指定地域密着型通所介護に係る地域と連携した災害への対応の強化に関する規定の追加を行うものでございます。

2ページお進みます。上段でございます。次に、第66条の改正規定につきましては、共用型指定認知症対応型通所介護に係る管理者の配置基準に関する規定の見直しでございます。

次に、第82条及び第83条の改正規定につきましては、指定小規模多機能型居宅介護に係る人員配置基準に関する規定の見直しでございます。

次に、第101条の改正規定につきましては、指定小規模多機能型居宅介護に係る過疎地域等におけるサービス提供の確保に関する規定の追加でございます。

次のページ中段をご覧ください。第110条、第111条及び次のページの第113条の改正規定につきましては、指定認知症対応型共同生活介護に係る夜勤職員体制、計画作成担当者、サテライト事業所の管理者及びユニット数の各基準に関する規定の見直し及び追加でございます。

次に、第117条の改正規定につきましては、指定認知症対応型共同生活介護に係る外部評価等に関する規定の見直しでございます。

次のページ下段をご覧ください。第151条の改正規定でございますが、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る人員配置基準等に関する規定の見直しでございます。

次のページ、中段をご覧ください。次に、第163条の2及び第163条の3の改正規定につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る栄養管理

及び口腔衛生管理に関する規定の追加でございます。

次のページ上段をご覧ください。第175条の改正規定につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設に係るリスクマネジメントの強化等に関する規定の見直し及び追加でございます。

次に、第180条の改正規定につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る個室ユニット型施設の設備及び定員に関する規定の見直しでございます。

次のページ中段をご覧ください。第203条の改正規定につきましては、記録の保存等に関する規定の追加でございます。

以上が議案第10号に関する改正の主な内容でございますが、全体を通しまして、このたびの制度改正による規定の追加及び見直し並びに引用条項の移動等に伴う条項の整理等でございます。

次に、一括上程されております議案第11号について提案文を朗読申し上げます。

議案第11号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第11号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、議案第10号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第3条の改正規定につきましては、高齢者虐待防止の推進に係る体制整備及び研修実施等の措置に関する規定並びに介護保険等関連情

報、その他必要な情報の活用に関する規定の追加でございます。

次に、第10条の改正規定につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る管理者の配置基準に関する規定の見直しでございます。

次に、第27条及び第37条の2の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る高齢者虐待防止の推進に関する規定の追加でございます。

次に、第28条の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る認知症介護基礎研修の受講の義務づけ及びハラスメント対策の強化に関する規定の追加でございます。

次のページ上段をご覧ください。次に、第28条の2の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第30条の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域と連携した災害への対応の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第31条の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る感染症対策の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第32条の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る運営規程等の掲示に関する規定の追加でございます。

次のページ中段をご覧ください。次に、第39条の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護に係るサービス提供に当たっての関係者会議におけるICTの活用に関する規定の見直しでございます。

次に、第44条及び第45条の改正規定につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る人員配置基準に関する規定の見直しござい

す。

次に、第58条の改正規定につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る過疎地域等におけるサービス提供の確保に関する規定の追加でございます。

次のページ中段をご覧ください。第71条、次のページの第72条及び第74条の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る夜勤職員体制、計画作成担当者、サテライト事業所の管理者及びユニット数の各基準に関する規定の見直し及び追加でございます。

次のページ上段をご覧ください。第87条の改正規定につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る外部評価に関する規定の見直しでございます。

次に、第91条の改正規定につきましては、記録の保存等に関する規定の追加を行うものでございます。

以上が議案第11号に関する改正の主な内容でございますが、全体を通しまして、このたびの制度改正による規定の追加及び見直し並びに引用条項の移動等に伴う条項の整理等でございます。

次に、一括上程されております議案第12号について提案文を朗読申し上げます。

議案第12号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第12号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、議案第10号及び議案第11号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第4条の改正規定につきましては、高齢者虐待防止の推進に係る体制整備及び研修実施

等の措置に関する規定並びに介護保険等関連情報、その他必要な情報の活用に関する規定の追加でございます。

次に、第6条の改正規定につきましては、管理者の資格要件に関する規定の見直しでございます。

次に、第7条の改正規定につきましては、ケアマネジメントの公正、中立性の確保に関する規定の見直しでございます。

次に、第16条の改正規定につきましては、サービス担当者会議におけるICTの活用に関する規定の見直し及び訪問介護利用に係るケアプランの点検、検証に関する規定の追加でございます。

次に、第21条及び第33条の改正規定につきましては、高齢者虐待防止の推進に関する規定の追加でございます。

次に、第22条の改正規定につきましては、ハラスメント対策の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第23条の改正規定につきましては、感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第26条の改正規定につきましては、感染症対策の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第27条の改正規定につきましては、運営規程等の掲示に関する規定の追加でございます。

次に、第37条の改正規定につきましては、記録の保存等に関する規定の追加でございます。

以上が議案第12号に関する改正の主な内容でございますが、全体を通しまして、このたびの制度改正による規定の追加及び見直し並びに引用条項の移動等に伴う条項の整理等を行うものでございます。

次に、一括上程されております議案第13号について提案文を朗読申し上げます。

議案第13号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第13号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、議案第10号ないし議案第12号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第2条の改正規定につきましては、高齢者虐待防止の推進に係る体制整備及び研修実施等の措置に関する規定並びに介護保険等関連情報、その他必要な情報の活用に関する規定の追加でございます。

次に、第19条及び第31条の改正規定につきましては、高齢者虐待防止の推進に関する規定の追加でございます。

次に、第20条の改正規定につきましては、ハラスメント対策の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第21条の改正規定につきましては、感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第24条の改正規定につきましては、感染症対策の強化に関する規定の追加でございます。

次に、第25条の改正規定につきましては、運営規程等の掲示に関する規定の追加でございます。

次に、第35条の改正規定につきましては、サービス担当者会議におけるICTの活用に関する規定の見直しでございます。

次に、第38条の改正規定につきましては、記録の保存等に関する規定の追加でございます。

以上が議案第13号に関する改正の主な内容でございますが、全体を通しまして、このたびの制度

改正による規定の追加及び見直し並びに引用条項の移動等に伴う条項の整理等を行うものでございます。

以上、一括上程されました議案第10号ないし議案第13号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として各条例案の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案4件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第10号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、議案第14号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第14号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由ご説明申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容でございます

が、令和2年6月12日に公布されました地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）に基づき介護保険法に規定する地域支援事業に関する条文の見直しが行われたことに伴い、本条例におきまして引用する規定の整理を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第14号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年余市町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第115条の45第2項から第5項まで」を「第115条の45第2項各号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第14号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、議案第15号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第15号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容でございますが、令和元年5月22日に公布されました医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）のうち電子資格確認の導入に関する規定並びに令和2年9月25日に公布されました健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生

労働省令第161号)が令和2年10月1日に施行され、令和3年3月より保健医療機関等における被保険者、または被扶養者の資格確認等において電子資格等マイナンバーカードによる運用が開始されることに伴いまして、受給者証提示に関わる規定の整備を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第15号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年余市町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第15号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第14、議案第18号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第15、議案第19号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第16、議案第20号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第17、議案第21号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第18、議案第22号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第19、議案第23号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第20、議案第24号 余市町政治倫理審査会委員の選任についての以上7件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第14ないし日程第20を一括議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま一括上程になりました議案第18号から議案第24号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在ご委嘱申し上げております余市町政治倫理審査会委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間における余市町政治倫理審査会委員7名の選任に当たりご同意を賜りたく、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき今般ご提案申し上げる次第でございます。

審査会の委員につきましては、政治倫理の審査に関し専門的知識を有する者として国立大学法人小樽商科大学教授を、さらには地方自治法第18条の規定に基づく選挙権を有する者として6名の方をそれぞれ人選いたしました。

7名の方々の氏名等を申し上げます。札幌市手稲区曙2条5丁目5番3号、石黒匡人氏、小樽商科大学の教授をさせていただきます。余市郡余市町大川町6丁目14番地、杵淵瑞枝氏、余市町女性団体連絡協議会会長をさせていただきます。余市郡余市町富沢町4丁目15番地、酒井近義氏、余市町区会連合会副会長をさせていただきます。余市郡余市町沢町5丁目12番地4、隅本幸子氏、余市町明るい選挙推進協議会委員をさせていただきます。余市郡余市町大川町8丁目5番地、芳賀よう子氏、小樽人権擁護委員をさせていただきます。余市郡余市町富沢町2丁目21番地、平岩聖司氏、行政相談委員をさせていただきます。余市郡余市町富沢町5丁目65番地、平田進氏、余市町教育委員会委員をさせていただきます。以上の方々が政治倫理審査会委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げます次第でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第18号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、札幌市手稲区曙2条5丁目5番3号、氏名、石黒匡人、生年月日、昭和32年10月8日生まれ。

議案第19号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町大川町6丁目14番地、氏名、杵淵瑞枝、生年月日、昭和16年12月16日生まれ。

議案第20号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町4丁目15番地、氏名、酒井近義、生年月日、昭和18年10月3日生まれ。

議案第21号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町沢町5丁目12番地4、氏名、隅本幸子、生年月日、昭和14年6月2日生まれ。

議案第22号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた

したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町大川町8丁目5番地、氏名、芳賀よう子、生年月日、昭和28年12月7日生まれ。

議案第23号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町2丁目21番地、氏名、平岩聖司、生年月日、昭和43年6月6日生まれ。

議案第24号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町5丁目65番地、氏名、平田進、生年月日、昭和24年9月20日生まれ。

以上、一括上程されました議案第18号から議案第24号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案7件について、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第18号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第20号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規

定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第21号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第22号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第23号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第24号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第21、意見案第1号
医療・介護従事者等に早期の慰労金支給を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見案第1号につきましては、提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 医療・介護従事者等に早期の慰労金支給を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第22、意見案第2号
米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。したがって、会議規則第80条第2項の規定により、本案については投票により採決いたします。

この採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案につきまして可とするものは賛成、否とするものは反対と記載願います。

1番、野呂議員より議席順に順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、庄議員、14番、大物議員、18番、岸本議員を指名いたします。

3議員の立会を願います。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

うち有効投票16票、無効ゼロ票。

有効投票のうち賛成8票、反対8票。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条の規定により、

議長が本案に対する可否を裁決いたします。

意見案第2号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める要望意見書については、議長は否決と裁決いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第23、意見案第3号

高齢者施設と医療機関の職員や入所者・入院患者全員の全額国費での一斉・定期的PCR検査を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第3号 高齢者施設と医療機関の職員や入所者・入院患者全員の全額国費での一

斉・定期的PCR検査を求める要望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第24、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時54分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利